

令和4年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課）

<p>項目名</p>	<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置の廃止</p>								
<p>税目（条文番号）</p>	<p>所得税・法人税                  （租税特別措置法第41条の23、第67条の16の2                  租税特別措置法施行令第26条の33、39条の33の3                  租税特別措置法施行規則第19条の14の2、                  第22条の19の3の2）</p>								
<p>見直しの内容</p>	<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営を支援するため、国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）関係者をはじめ、来日する大会関係者である非居住者及び外国法人を対象として、大会関連活動に係る所得を所得税・法人税の課税所得としないこと等の特例措置につき、当該特例措置の適用期限である令和3年12月31日をもって廃止とする。</p> <table border="1" data-bbox="879 898 1490 1070"> <tr> <td data-bbox="879 898 1214 958"> <p>平年度の増収見込額</p> </td> <td data-bbox="1214 898 1490 958"> <p>— 百万円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 958 1214 1019"> <p>（制度自体の減収額）</p> </td> <td data-bbox="1214 958 1490 1019"> <p>（ — 百万円）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1019 1214 1070"> <p>（改正増減収額）</p> </td> <td data-bbox="1214 1019 1490 1070"> <p>（ — 百万円）</p> </td> </tr> </table>			<p>平年度の増収見込額</p>	<p>— 百万円</p>	<p>（制度自体の減収額）</p>	<p>（ — 百万円）</p>	<p>（改正増減収額）</p>	<p>（ — 百万円）</p>
<p>平年度の増収見込額</p>	<p>— 百万円</p>								
<p>（制度自体の減収額）</p>	<p>（ — 百万円）</p>								
<p>（改正増減収額）</p>	<p>（ — 百万円）</p>								
<p>廃止又は縮減の理由</p>	<p>令和3年7月23日から9月5日にかけて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されたところである。</p> <p>本特例措置は、大会の円滑な準備又は運営を支援するために設けられたものであり、また、令和4年以降に対象となる個人/外国法人は見込まれず、大会組織委員会からの適用期限の延長要望はないことを踏まえ、本特例措置の適用期限である令和3年12月31日をもって廃止とする。</p>								